

4 フランス

(1) 総定数：577 人

(2) 任期：5 年（解散あり）⁽²⁰⁾

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳⁽²¹⁾

(4) 選挙制度の分類：小選挙区 2 回投票制

(5) 選挙区

小選挙区 577 区

(i) 県（海外県を含む。）の選挙区 558 区

まず、各県に(ii)及び(iii)を除く定数 558 人を配分し、県内で選挙区割りをを行う。政府が区割りを定めるオルドナンス案を作成し、独立委員会の審査を受ける。⁽²²⁾

(a) 各県への定数配分

議員 1 人当たり人口としてある値を定め、各県の人口をその値で除し、商の小数点以下の端数を切り上げた値を各県に配分する⁽²³⁾。

(b) 県内の選挙区割り

各選挙区の人口が当該県の選挙区平均人口から 20% 以上乖離してはならない。

(ii) ニューカレドニア及び憲法第 74 条に基づく海外公共団体の選挙区 8 区

(iii) 在外フランス人の選挙区 11 区⁽²⁴⁾

(6) 投票方法

1 票を選挙区の候補者に投票する。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

① 選挙区ごとに、第 1 回投票で、有効投票総数の過半数、かつ、選挙人数の 4 分の 1 以上の票を得た候補者がいる場合には、その候補者を当選人とする。

② ①に該当する候補者がいない場合には、選挙人数の 12.5% 以上の得票者（該当者が 2 人未満の時は、上位 2 人）が 1 週間後の第 2 回投票に進出し、比較多数の票を得た候補者を当選人とする。

²⁰ 総選挙後 1 年間及び大統領が非常措置権限の行使中は解散できない。

²¹ 下院議員及び上院議員の選挙に関する 2011 年 4 月 14 日の組織法律第 2011-410 号により、被選挙権年齢が 23 歳から 18 歳に引き下げられた。

²² 詳細については、只野雅人「投票価値の平等と行政区画」『一橋法学』9 卷 3 号, 2010.11, pp.769-783. <<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/18753/2/hogaku0090300970.pdf>> を参照。

²³ 現在の定数配分では議員 1 人当たり人口を 125,000 人としている。この方式は、フランスでは区切り (tranche) 方式と言われているが、これはアダムズ式と同様の考え方である。アダムズ式については、巻末の参考資料を参照。

²⁴ 下院在外フランス人選出議員は、2008 年 7 月の憲法改正によって設けられ、2012 年 6 月の総選挙において初めて選挙された。詳細については、服部有希「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」『外国の立法』No.254, 2012.12, pp.35-72. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。

〈主要法令〉

- ・ 選挙法典 (Code électoral) <<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070239&dateTexte=20160108>>

5 オーストラリア

(1) 総定数：150 人

憲法は、下院の総定数は上院の総定数⁽²⁵⁾の2倍に可能な限り近いものと規定している。議会は、憲法に反しない限り、下院の定数を増減するための法律を定めることができる⁽²⁶⁾。

(2) 任期：3 年（解散あり）⁽²⁷⁾

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳

(4) 選挙制度の分類：選択投票制

選挙区ごとに、過半数の票を得た候補者を当選人とする。当該候補者がなければ最低得票者の落選を決定し、その得票を選挙人が投票用紙に記載した選好順位に従い次順位の候補者に移譲する。過半数の得票者を求めてこれを繰り返す制度である。

(5) 選挙区

小選挙区 150 区

まず各州、準州及び首都特別地域（以下「州等」という。）に定数を配分し、その定数を基に州等の中で選挙区割りを行う。

(i) 各州等への定数配分

憲法は、各州の定数について、それぞれの人口に比例するものとしつつも、連邦成立当初からの 6 州については少なくとも 5 人以上を配分するものとしている⁽²⁸⁾。

各州の具体的な定数配分は次のように定められる⁽²⁹⁾。

- ① 6 州の人口⁽³⁰⁾の合計を、その上院議員の定数の合計の 2 倍の数で除し、基数を求める。
- ② 各州の人口を①で求めた基数で除し、商（整数部分）と剰余を求める。各州には商に相当する定数を配分する。
- ③ ②の剰余が基数の 2 分の 1 を超える州には、定数 1 人を追加する。

²⁵⁾ 現在のの上院の総定数は、76 人（6 つの州に各 12 人、1 つの準州及び首都特別地域に各 2 人）である。

²⁶⁾ 実際には、上院の定数を増やす形で下院の定数も増やしている。

²⁷⁾ 憲法上は下院の解散の時期に関する規定はないが、上院（任期 6 年で 3 年ごとに半数改選）単独の選挙に費用がかかること、また、政権の信任に直接の関係がない上院議員選挙では政権党に厳しい結果が出ることが多いため、上院議員選挙のみが行われることは少なく、通常は下院も上院議員選挙（上院議員の任期満了 1 年前から可能）と同日になるように解散されていることから、実質的に下院の解散権が束縛されているという指摘がある。杉田弘也「オーストラリアの二院制—憲法上の規定と現実—」『北大法学論集』64(6), 2014.3, pp.134-135. <http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/54911/1/lawreview_vol64no6_11.pdf> 後述の上下両院同時解散総選挙を含め、1974 年以降現在まで、上院と下院の選挙は同日に行われている。また、オーストラリアは、上院の権限が強く、上院と下院との間で法案の調整がつかず膠着状態になった場合に上下両院の同時解散が可能であるという特徴があり、過去に 6 回行われている（1914 年、1951 年、1974 年、1975 年、1983 年及び 1987 年）。上下両院同時解散については、杉田 同、pp.123-154; 大曲薫「対称的二院制の現在」『オーストラリア・ラッド政権の 1 年（総合調査報告書）』（調査資料 2008-5）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2009, pp.44-60. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001807_po_200885.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> 参照。

²⁸⁾ 2014 年 11 月に決定された定数配分では、当該規定によりタスマニア州に 5 人の定数が配分された。

²⁹⁾ 準州及び首都特別地域の配分規定は州の規定より若干複雑であるが、各準州等の人口を①の基数で除した商から定数を導き出すという算出方法は同様である。

³⁰⁾ 基数算出の基となる人口には、準州及び首都特別地域の人口を含まない。

(ii) 州等内の選挙区割り

各州等の中の選挙区割りは、各州等の個別の再区画委員会により行われる⁽³¹⁾。区割りの際には、選挙区内の有権者数が、各州等の登録有権者数を各州等に割り当てられた下院議員の議席数で除して得られた登録有権者基数 (quota of electors) から上下 10% 以内に収まるようにしなければならない。また、実現可能な範囲内で、区割りの見直しから 3 年半経過時点において、選挙区内の有権者数が予測される登録有権者基数から上下 3.5% 以内に収まるようにすることが求められる。

(6) 投票方法

投票用紙にあらかじめ印刷された選挙区の全候補者に 1、2、3…と選好順位を記載して投票する (図 1 参照)。

【義務投票】

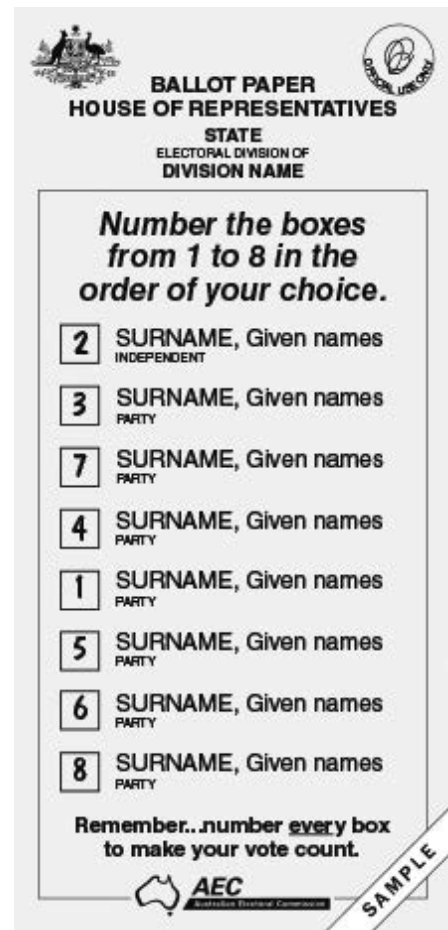
選挙において投票を行わなかった有権者には、投票日から 3 か月以内に、違反の通告がなされる⁽³²⁾。

違反の通告を受けた有権者は、指定された期日までに選挙管理官に対して正当かつ十分な理由を示すか、20 オーストラリアドルの反則金を支払うことで、訴追を免れることができる。正当かつ十分な理由がなく支払に応じない場合には、選挙管理委員会が訴訟を提起し、180 オーストラリアドルの罰金が科される⁽³³⁾。

(7) 当選人 (数) の決定の仕組み

- ① 選挙人が第 1 順位に指定した候補者の得票を集計する。過半数の票を得た候補者がいる場合は、その候補者を当選人とする。
- ② ①において過半数の票を得た候補者がいない場合は、まず、最低得票候補者を落選とし、次に、その得票を除外し、選挙人の指定した候補者の順位に従い、次順位の候補者に移譲する。
- ③ ②による移譲の結果、過半数の票を得た候補者が現れた場合は、その候補者を当選人とする。過半数を得た候補者がいない場合は、過半数の票を得る候補者が現れるまで、この手続を

図 1 オーストラリア下院選挙の投票用紙 (見本)



(出典) Australian Electoral Commission, "How to make your vote count," 26 November 2014. <http://www.aec.gov.au/Voting/How_to_vote/how_to_vote.htm>

(31) ①各州に配分される定数に変更があったとき、②各州内の3分の1を超える選挙区の登録有権者数が、2か月を超えて選挙区当たりの平均登録有権者数と1割を超える乖離を生じているとき又は③直近の再区画実施から7年が経過したときに、選挙区割りの見直しが必要とされる。選挙区割りの詳細については、松尾和成「オーストラリア連邦議会下院選挙区の較差是正制度」『レファレンス』681号、2007.10、pp.49-65。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999712_po_068103.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

(32) 当該有権者が①死亡している場合、②投票日にオーストラリア国内にいない場合、③投票資格がない場合又は④投票しない正当かつ十分な理由がある場合は、選挙管理官は通告を発する必要がある。

(33) 連邦選挙法上は50オーストラリアドルの罰金と規定されているが、1914年犯罪法の規定により、実際に科される罰金の金額は180オーストラリアドルである。なお、罰金額は、同法により、2018年7月1日から3年ごとに物価調整された金額となる。

繰り返す（表 1 参照）。

表 1 オーストラリア下院選挙における当選人決定の事例

	A 候補	B 候補	C 候補	D 候補	E 候補
第 1 回 集計	13,788 票 (21.26%) ③	23,215 票 (35.79%) ①	14,688 票 (22.65%) ②	12,312 票 (18.98%) ④	856 票 (1.32%) ⑤ 落選
落選者の得 票の移譲	↓ + 269 票	↓ + 229 票	↓ + 98 票	↓ + 260 票	
第 2 回 集計	14,057 票 (21.67%) ③	23,444 票 (36.15%) ①	14,786 票 (22.80%) ②	12,572 票 (19.38%) ④ 落選	
落選者の得 票の移譲	↓ + 6,635 票	↓ + 4,888 票	↓ + 1,049 票		
第 3 回 集計	20,692 票 (31.90%) ②	28,332 票 (43.68%) ①	15,835 票 (24.41%) ③ 落選		
落選者の得 票の移譲	↓ + 12,525 票	↓ + 3,310 票			
第 4 回 集計	33,217 票 (51.21%) ① 当選	31,642 票 (48.79%) ② 落選			

(注 1) 当該事例における有効投票総数は 64,859 票、当選に必要な過半数の票数は 32,430 票である。

(注 2) 表中の括弧内の数字は各回集計時における各候補者の得票率を、丸囲みの数字は各回集計時における各候補者の得票の順位を示す。

(出典) Australian Electoral Commission, “Counting the votes for the House of Representatives,” 17 July 2015.<http://www.aec.gov.au/voting/counting/hor_count.htm> 掲載の事例（2010 年総選挙、タスマニア州デニソン選挙区）を基に筆者作成。

〈主要法令〉

- ・ 1918 年連邦選挙法（Commonwealth Electoral Act 1918）<<https://www.comlaw.gov.au/Series/C1918A00027>>

8 スウェーデン

(1) 総定数：349 人

(2) 任期：4 年（解散あり）⁽⁴⁸⁾

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳

(4) 選挙制度の分類：非拘束名簿式比例代表制

選挙区単位での非拘束名簿式比例代表制であり、全国単位の調整議席で得票率と議席率の不均衡の解消を図る。

(5) 選挙区

比例区 29 区（定数 2～38 人、多くの選挙区は 10～12 人）

総定数 349 人のうち、調整議席分の 39 人を除く 310 人を各選挙区の人口に比例して修正サンラグ式⁽⁴⁹⁾で配分する。

原則として各県（län）を選挙区とする。

(6) 投票方法

1 票を政党名簿（選挙区単位）に投票する。政党名簿の候補者のうち 1 人に対して優先投票をすることもできる。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

① 選挙区ごとに、政党名簿の得票（当該政党の候補者の得票を含む。）に比例して、修正サンラグ式で各政党に議席を配分する。

② 政党名簿の全国得票に比例して、修正サンラグ式で各政党に総定数分の 349 議席を仮配分する。

③ 政党ごとに①の配分議席の全国合計と、②の仮配分議席数を比較する。②が①以上の政党については、調整議席から差分の議席を追加して②の議席を確定する。①が②を超える政党については、①の議席を確定する。次いで、当該政党の確定議席を総定数分の 349 議席から減じて得た議席につき、他の政党について②の計算と③の議席の追加をやり直す。

④ 各政党に追加された調整議席は、各選挙区での得票に応じて、修正サンラグ式の要領で各選挙区に配分される。このとき、当該各選挙区につき①の配分議席を通算し、③の調整議席まで配分する。

⑤ 各政党の各選挙区の配分議席は、①の配分議席と④の調整議席の合計となる。選挙区ごとに配分された議席分の候補者を当選人とする（図 3 参照）。当選人は(a)所属政党の得票の 5% 以上の優先投票を得た候補者については得票順、(b)それだけでは配分された議席に足らな

(48) 過去の解散は、1958 年の 1 例のみである。

(49) 巻末の参考資料を参照。2014 年の統治法（憲法）及び選挙法の改正により、修正サンラグ式に用いる数列の初項「1.4」を「1.2」に改めた。その理由は、従来よりさらに得票に比例した議席配分を行うためである。

い場合はあらかじめ政党が定めた名簿順位に従って決定される。

【阻止条項】

①の各選挙区において、全国で4%未満かつ当該選挙区で12%未満の得票率の政党には議席が配分されない。②の全国レベルにおける議席仮配分において、全国で4%未満の得票率の政党には議席が配分されない。

図3 スウェーデン議会選挙における調整議席の配分方法

ここでは、仮に、スウェーデンの総定数を15人、その全選挙区をX県(定数4人)、Y県(同3人)及びZ県(同5人)、調整議席分の定数を3人とし、A党、B党及びC党につきそれぞれ次表の得票を仮定して議席配分を行う。

(i) 県ごとに各政党の得票に比例して修正サンラグ式で議席を配分する。

(ii) 各政党の全国合計得票に比例して、総定数分の議席を修正サンラグ式で仮配分する。

	X県 (4人)	Y県 (3人)	Z県 (5人)	各県の配 分議席の 全国合計	全国得票	仮配分 議席数	調整議席
A党	40,000票(2)	35,000票(2)	25,000票(1)	5議席	100,000票	6議席	1議席
B党	30,000票(2)	10,000票(0)	40,000票(2)	4議席	80,000票	5議席	1議席
C党	10,000票(0)	15,000票(1)	35,000票(2)	3議席	60,000票	4議席	1議席

(iii) 各政党の仮配分議席数と、各県の配分議席の全国合計との差が調整議席となる。

[A党の調整議席の配分]

[B党の調整議席の配分]

[C党の調整議席の配分]

	X県	Y県	Z県	X県	Y県	Z県	X県	Y県	Z県
得票	40,000	35,000	25,000	30,000	10,000	40,000	10,000	15,000	35,000
÷ 1.2	33,333①	29,167②	20,833③	25,000②	8,333⑤	33,333①	8,333④	12,500②	29,167①
÷ 3	13,333④	11,667⑤	8,333⑥	10,000④	3,333	13,333③	3,333	5,000	11,667③
÷ 5	8,000⑦	7,000	5,000	6,000	2,000	8,000⑥	2,000	3,000	7,000⑤
÷ 7	5,714	5,000	3,571	4,286	1,429	5,714	1,429	2,143	5,000

(iv) 各政党の最終的な県別議席がその県別得票に比例するよう修正サンラグ式で調整議席を配分済の県別議席数に追加して配分する。

- (注1) 網掛けは配分済みの議席を、下線は調整議席として配分された議席を示す。
 (注2) 表中の丸囲みの数字は、各党における商の大きさの順位を示す。
 (注3) A党は、X県2議席、Y県2議席、Z県2議席(うち調整議席1)
 B党は、X県2議席、Y県1議席(うち調整議席1)、Z県2議席
 C党は、X県1議席(うち調整議席1)、Y県1議席、Z県2議席となる。
 (出典) 筆者作成。

〈主要法令〉

・選挙法 (Vallag (Svensk författningssamling 2005:837)) <http://www.riksdagen.se/sv/Dokument-Lagar/Lagar/Svenskforfattningssamling/Vallag-2005837_sfs-2005-837/?bet=2005:837>

11 ドイツ

(1) 総定数：598 人

総定数は 598 人に法定されているが、制度上、超過議席や調整議席により議員総数が総定数を超えることが認められている⁽⁶⁹⁾。

(2) 任期：4 年（解散あり）⁽⁷⁰⁾

(3) 選挙権年齢・被選挙権年齢：選挙権、被選挙権ともに 18 歳

(4) 選挙制度の分類：小選挙区比例代表併用制（以下「併用制」という。）

単純小選挙区制の選挙により総定数の一部の小選挙区当選人を定めながら、これを含む全体の議席を原則的に比例代表制で政党に配分する。

(5) 選挙区

(i) 州：16 州（第 1 次議席配分の州別定数 5～128 人（2013 年総選挙当時）、計 598 人）

州単位の候補者名簿（州名簿）を州名簿選出議員の選挙に用いる。また、サンラグ＝シェーパース式⁽⁷¹⁾（ドイツでは、比例配分の計算法は全てこの方式による。）で総定数（598 人）を各州の人口に比例配分して第 1 次議席配分の州別定数を定める。

(ii) 小選挙区：299 区

(a) 各州への定数配分

小選挙区 299 区を各州の人口で比例配分して当該各州内の小選挙区の数を決める。

(b) 州内の選挙区割り

選挙区画定審議会は、次の人口に関する基準等の選挙区割り基準により選挙区改定案を作成する。

- ① 各小選挙区の人口は選挙区平均人口の上下 15% 以内にすべきこと。
- ② 各小選挙区の人口が選挙区平均人口の上下 25% を超えたときは、改めて選挙区割りをする。

(6) 投票方法

選挙人は、小選挙区候補者 1 人に対する第 1 票と、政党の州名簿の 1 に対する第 2 票を併せた投票用紙 1 枚により投票する。小選挙区候補者に対する第 1 票（図 4 左側の票）においては各小選挙区候補者の氏名、候

図 4 ドイツ下院選挙の投票用紙（見本）

Anlage 26
(zu § 28 Abs. 3 und § 45 Abs. 1)

(Stimmzettelmuster)
- Mindestens DN 44 -
Stimmzettel
für die Wahl zum Deutschen Bundestag im Wahlkreis 63 Bonn
am

Sie haben 2 Stimmen

X **X**

hier 1 Stimme
für die Wahl
eines/einer Wahlkreis-
abgeordneten

hier 1 Stimme
für die Wahl
einer Landesliste (Partei)
entsprechende Stimme für die Verteilung der
Sitze insgesamt auf die einzelnen Parteien

Erststimme		Zweitstimme	
1	Kelber, Ulrich SPD	<input type="radio"/>	SPD
2	Hausser, Norbert CDU	<input type="radio"/>	CDU
3	Dr. Westerwelle, Guido F.D.P.	<input type="radio"/>	F.D.P.
4	Manemann, Colette GRÜNE	<input type="radio"/>	GRÜNE
		<input type="radio"/>	PDS
		<input type="radio"/>	Deutschland
		<input type="radio"/>	APPD
		<input type="radio"/>	BüSo

（出典）連邦選挙令別記第 26 号様式

(69) 超過議席については、後述の(7)を参照。2013 年 9 月の総選挙では、631 人の下院議員が選出された。

(70) 憲法上、連邦首相の提出した信任決議案が下院で否決された場合でなければ、連邦大統領は連邦首相の求めに応じて下院を解散することができない。このように、下院の解散が制限され、任期を全うしやすくなっている。櫻井智章「Chap.4 ドイツ」初宿正典編『レクチャー比較憲法』法律文化社、2014、pp.123-124。

(71) その計算結果はサンラグ式に帰一するとされている。サンラグ式の計算方法については、巻末の参考資料を参照。

補者届出政党の略称等の右に印刷された投票欄に、州名簿に対する第2票（図4右側の票）においては各名簿届出政党の略称等の左に印刷された投票欄に、それぞれ「×」の記号を記載して投票する。同じ政党が届け出た小選挙区候補者と州名簿の各投票欄は1行に並べて印刷されるが、選挙人は異党派投票（分割投票）も可能である。

(7) 当選人（数）の決定の仕組み

(i) 小選挙区選出議員の選挙

選挙区ごとに、第1票の投票の比較多数を得た候補者を当選人とする。

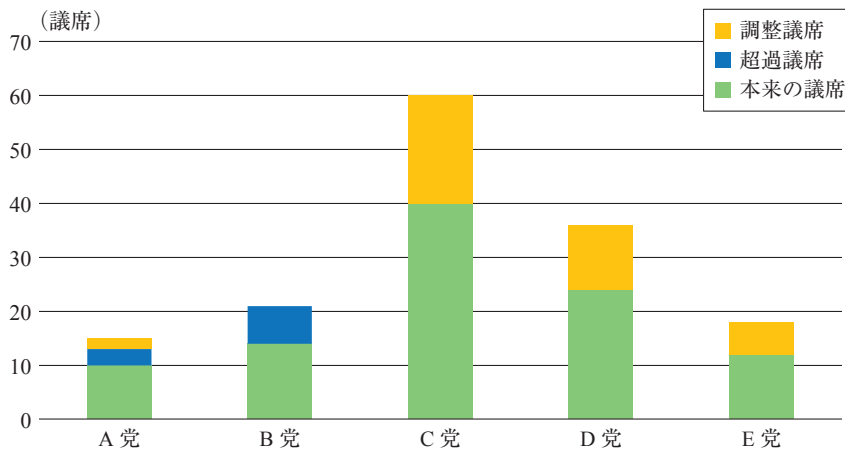
(ii) 州名簿選出議員の選挙

議席配分の手続は、第1次議席配分と第2次議席配分に分かれる。第1次議席配分は、州別に併用制の選挙を行うと仮定して、各政党の連邦全域の暫定的な議席を計算する手続である。第2次議席配分は、各政党の連邦全域の最終的な議席が第1次議席配分による暫定的な議席以上となるよう必要最小限度の増員をしつつ、第1次議席配分で政党間に生じた得票と議席との不均衡を解消するため改めて議席配分をする手続である（図5参照）。

図5 ドイツの併用制のイメージ

総定数100人（小選挙区定数50人）で、各政党の得票率・小選挙区議席がそれぞれA党10%・13人、B党14%・21人、C党40%・15人、D党24%・1人、E党12%・0人であったと仮定する。この場合、得票に比例した本来の議席（棒グラフの緑色の部分。各党とも得票率に相当する人数）に加えてA党3人、B党7人の超過議席（同青色の部分。得票率を超える小選挙区議席）が生じる。そこで、各党の得票と議席との不均衡を解消するため必要に応じ各党に調整議席（同黄色の部分。A党2人、C党20人、D党12人、E党6人）が加えられ、最終的に各党は得票に比例した議席を得ている。ただし、総定数に超過議席と調整議席を加えて50人を増員して、議員総数は150人となる。

なお、説明の便宜上、州単位の併用制の選挙を行うと仮定して得られる各州の議席（第1次議席配分）の政党別連邦集計により各党間に生じる得票と暫定的な議席との不均衡は捨象している。



	A党	B党	C党	D党	E党	合計
得票率	10%	14%	40%	24%	12%	100%
本来の議席	10	14	40	24	12	100
小選挙区議席	13	21	15	1	0	50
名簿議席	0	0	25	23	12	60
超過議席	3	7	0	0	0	10
調整議席	2	0	20	12	6	40
合計	15	21	60	36	18	150

(出典) 筆者作成。

(a) 第1次議席配分

各州内で州別定数（(5)(i)参照）を各党の第2票の得票（以下単に「得票」という。）に比例して配分し、この配分で算出した議席を超える小選挙区議席を州内で得た政党があるときは、その差を第1次議席配分における計算上の超過議席とする。第1次議席配分で算出した州別の議席⁽⁷²⁾の連邦集計をして、連邦全体で各政党が得る暫定的な議席を計算する。

(b) 第2次議席配分

①上位配分と②下位配分とに分かれる。

① 上位配分（連邦全域の各政党に対する調整議席の配分）：連邦全体で議員総数を各党に対しその得票に比例して配分する。この場合において、第1次議席配分により連邦全体で各党が得る暫定的な計算上の議席（第1次議席配分において生じた計算上の超過議席があるときは、これを含む。）の数以上の議席を当該各党が得られるよう、更に必要最小限度の議席を加えて調整する（当該暫定的な議席に加える議席を調整議席という。）⁽⁷³⁾。当然、議員総数も、調整議席の総数が加わって増員となる。

② 下位配分（各政党内の州別の議席配分）：上位配分で得た議席を各党の州別の得票に比例して各州に配分する。この場合において、単にこの議席を配分すれば超過議席を得ることとなる政党があるときは、その小選挙区議席と名簿議席の連邦集計が上位配分で同党の得た議席の数に必ず一致するよう同党の名簿議席を削減する。

その後、各政党内で、州別の議席から当該各州の小選挙区議席を減じて得た数をもってその州の州名簿議席とする。ただし、各州内で、州別の議席を超える小選挙区議席を得た政党があるときは、その差が第2次議席配分による確定的な超過議席となる。

名簿議席に相当する数の名簿登載者（小選挙区当選人とされた重複立候補者を除く。）をその登載順に当選人とする（拘束名簿式）。

【阻止条項】

州名簿選出議員の選挙（(7)(ii)）では、連邦全域で得票率5%以上又は小選挙区3議席以上の政党でなければ、いずれの州でも議席が配分されない⁽⁷⁴⁾。

〈主要法令〉

- ・連邦選挙法(Bundeswahlgesetz i.d.F. v. 23.7.1993 (BGBl. I S. 1288, 1594), zul. geänd. d. Art. 9 VO v. 31.8.2015 (BGBl. I S. 1474)) <<http://www.gesetze-im-internet.de/bwahlg/>>（英語版は <<https://www.bundeswahlleiter.de/en/bundestagswahlen/rechtsgrundlagen/bundeswahlgesetz.html>>）
- ・連邦選挙令（Bundeswahlordnung i.d.F. v. 19.04.2002 (BGBl. I S. 1376), zul. geänd. d. Art. 1 VO v. 13.05.2013 (BGBl. I S. 1255)) <http://www.gesetze-im-internet.de/bwo_1985/>（英語版は <<https://www.bundeswahlleiter.de/en/bundestagswahlen/rechtsgrundlagen/bundeswahlordnung.html>>）

⁽⁷²⁾ 計算上の超過議席があるときは、これを含む。

⁽⁷³⁾ 第1次議席配分による各政党の連邦全域の議席は、州別に併用制の選挙を行うと仮定して計算した各州の議席を単に政党別に合計したものにすぎないため、厳密には各政党の連邦全域の得票に比例しない可能性が高い。このように、第1次議席配分において超過議席がない場合においても、政党間に連邦全域の得票と議席との不均衡があるときは、当該不均衡の解消に必要な調整議席が追加される。Wolfgang Schreiber et. al. eds., *BWahlG: Bundeswahlgesetz, Kommentar*, 9. Aufl., Köln: Carl Heymanns, 2013, § 6 Rn. 26.

⁽⁷⁴⁾ 2013年総選挙では、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と連立政権を組んでいた自由民主党（FDP）が5%を下回る得票率しか得られず、全議席を喪失した。

できる。同時解散後、下院が再度法案を可決したにもかかわらず、上院の対応が①～③のいずれかであった場合には、総督は、両院議員から成る合同会議を招集できる。法案が合同会議において両院議員の総数の過半数によって承認された場合には、両院を通過したものとみなされる（連邦憲法第 57 条）²¹。

4 スイス

下院は、定数が 200 人で任期は 4 年、主に自由名簿式比例代表制²²であるが、一部単純小選挙区制である。大選挙区（比例区）が 20 区（定数 2～34 人）²³、小選挙区が 6 区あり、いずれも州を単位としている。上院は、定数が 46 人で任期は 4 年、直接選挙であるが、選挙制度は州ごとに異なる。全 26 州のうち、6 州の定数が各 1 人、20 州の定数が各 2 人である。

連邦憲法は、下院について、比例代表制を採用し、各選挙区が州単位であること、州の人口に比例した定数配分を行うが、各州は少なくとも 1 議席を有することを規定している（連邦憲法第 149 条）。上院については、州を代表する議員から構成される旨を規定し、各州の定数配分（6 州が定数 1 人、20 州が定数 2 人）を定めている（連邦憲法第 150 条）。このような二院制はアメリカの連邦議会をモデルにしたとされる²⁴。

法案審議において両院は対等である。法案について両院の議決が不一致の場合は、一致するまで両院間を往復する。各院で 3 回ずつ審議しても不一致の場合は、両院協議会により調整が図られる（議会法第 89 条、第 91 条等）。

5 スペイン

下院は、定数が 350 人で任期は 4 年、解散があり、拘束名簿式比例代表制²⁵であるが、一部単純小選挙区制である。県単位の大選挙区（比例区）50 区（定数 2～36 人）と、小選挙区 2 区から成る²⁶。上院は、定数が 266 人で任期は 4 年、直接選挙により 208 人を選出し、自治州議会による間接選挙で 58 人を選出する。上院の直接公選部分は、原則として県

²¹ 1901 年の連邦結成以来、同時解散が行われたのは 6 回、合同会議が招集されたのは 1 回のみである。この一連の制度は時間がかかり、選挙にもリスクがあるため、実際には、説得や妥協といった手法で法案の成立を確保することが多いとされる。Cheryl Saunders, *The Constitution of Australia*, Oxford; Portland, Or.: Hart Publishing, 2011, pp.125-128; 杉田弘也「オーストラリアの二院制」『北大法学論集』64 巻 6 号, 2014, pp.2250-2219.

²² 有権者は、選挙区単位で 1 つの政党名簿を選択して、選挙区定数以下の票を投票することができる。同一候補者に 2 票まで投じることや、同一選挙区の他の政党名簿の候補者に投票すること、政党名簿に登載されている特定の候補者を削除すること等も可能である。また、白紙の投票用紙を選択して任意の政党名簿の候補者を記載すること等もできる。候補者への投票は当該候補者の所属政党への投票とされる。また、選択した政党名簿について、定数未満の候補者に投票されている場合、定数との差分は、当該政党への投票となる。これらを合計した政党の総得票に応じて、選挙区ごとに各政党に議席を配分し、政党名簿ごとに、配分議席に達するまで得票の多い候補者の順に当選者を決定する。

²³ 次回の総選挙から、最大の選挙区の定数が 35 人となる。

²⁴ ワルター・ハラ（平松毅ほか訳）『スイス憲法』成文堂, 2014, pp.7, 92-93.

²⁵ 有権者は、1 票を選挙区単位の政党名簿に投票する。選挙区ごとに政党名簿の得票に応じて各政党に議席配分を行い、名簿順位の上位から配分議席分の候補者が当選する。阻止条項があり、各選挙区で得票率が 3%以上の政党が議席配分の対象となる。

²⁶ このように主に比例代表制を採用しているが、各選挙区の規模が小さいこと等から比例性が低いとされる。この点につき、極端な多党分立が回避される等、肯定的な評価も存在する。Victor Ferreres Comella, *The Constitution of Spain*, Oxford: Hart Publishing, 2013, pp.93-96.

れる（憲法第45条～第48条）³¹。

7 ポーランド

下院は、定数が460人で任期は4年、解散があり、非拘束名簿式比例代表制³²である。大選挙区41区（定数7～20人）から成る。上院は、定数が100人で任期は4年、単純小選挙区制である。下院が解散された場合、上院も解散され、同時に選挙が行われる。

憲法は、下院の選挙制度を比例代表制と規定している（憲法第96条第2項）³³。

上院は、下院から送付された法案受領後30日（緊急法案の場合は14日）以内に、可決、修正又は否決をすることができる。上院が30日以内に議決しない場合は、法案は可決されたものとみなされる。下院が可決した法案の上院による否決又は修正を下院が覆すには、総議員の半数以上の出席かつ出席議員の過半数による再議決が必要となる（憲法第121条及び第123条）。

II 上院議員を間接選挙・任命等により選出する国

1 アイルランド

下院は、定数が166人（次回の総選挙から158人）で任期は5年、解散があり、単記移譲式比例代表制³⁴である。大選挙区43区（定数3～5人）から成る³⁵。上院は、定数が60人で任期は5年である。職能別選挙により43人³⁶が、大学別選挙により6人³⁷が、首相の任命により11人が、それぞれ選出される。職能別及び大学別の上院議員の選挙は、下院解散後90日以内に行われる³⁸。上院議員の任命は、下院の解散総選挙後に選出された首相によりなされる。

憲法は、下院について、各選挙区の定数と人口との比率が、可能な限り全国均一でなければならないとしている（憲法第16条第2節第3項）。また、単記移譲式比例代表制を採

³¹ 憲法第40条により、選挙法案、両院間の関係を定める法案等については、両院対等とされる。

³² 有権者は、1票を選挙区単位の政党名簿の候補者に対して投票する。候補者への投票を所属政党への投票とみなし、選挙区ごとに、政党の得票に応じて議席配分を行う。各選挙区の政党ごとに、候補者の得票順に当選者を決定する。阻止条項があり、原則として、全国での得票率が8%以上の政党連合、5%以上の単独政党が、議席配分の対象となる。

³³ 憲法は、上院の選挙制度について直接選挙によるとしているが、より具体的な制度内容は規定していない。憲法第97条第2項。

³⁴ 有権者は、選挙区の候補者に順位を付して投票する。一定の当選基数（（有効投票総数÷（定数+1））の商の整数部分+1）以上の第1順位票を得た候補者が当選する。当選者の得票のうち、当選基数を超えた分である超過票を、超過票が当選基数と未当選候補者のうちの最高得票との差以上になる場合等一定の場合に、投票者が第2順位とした候補者に移譲し、当選基数に達する候補者が当選する。超過票が存在しない場合等は、最下位の候補者を落選とし、この候補者の票を、投票者が第2順位とした候補者に移譲し、当選基数に達する候補者が当選する。当選者が定数に達するまでこれらの手順を繰り返す。

³⁵ 次回の総選挙からは、定数158人で大選挙区40区（定数3～5人）となる。

³⁶ 内訳は、文化・教育分野から5人、農林水産分野から11人、労働分野から11人、産業・商業分野から9人、行政・社会サービス分野から7人である。下院議員、上院議員、地方議員により選出される。

³⁷ アイルランド国立大学選出議員とダブリン大学選出議員が、各3人である。両大学いずれかの学位を持つ18歳以上の国民により選出される。

³⁸ 職能別の上院議員を選出する者のうち、下院議員は新たに選挙された下院議員であり、上院議員は任期を終えることになる上院議員である。上院議員の任期は上院選挙の前日までとされている。

用し、各選挙区の定数を最低 3 人とする等々を規定している（憲法第 16 条第 2 節第 5 項及び第 6 項）。上院については、上院議員の選出方法である職能別選挙、大学別選挙、首相による任命について詳細を規定している（憲法第 18 条）。

下院が可決した法案は、上院への送付後 90 日以内又は両院の合意によるそれ以上の期間内に、上院が否決した場合、下院の意思に反する修正をした場合又は議決をしない場合は、当該期間経過後 180 日以内に下院が議決すれば、両院を通過したものとみなされる（憲法第 23 条第 1 節）。

2 イギリス

下院は、定数が 650 人で任期は 5 年、解散があり³⁹、単純小選挙区制⁴⁰である。上院は、定数がなく、終身⁴¹である。大主教及び主教の聖職貴族、首相の助言に基づき国王が任命する一代貴族⁴²、世襲貴族⁴³により構成される。2015 年 2 月現在の議員数は 789 人で、内訳は、聖職貴族が 26 人、一代貴族が 677 人、世襲貴族が 86 人である（請暇中の議員等を除く）。

下院で先議され可決された法案⁴⁴は、上院が否決又は下院の意思に反する修正をした場合、下院での第 2 読会の日から 1 年以上経過し、2 会期連続して下院が可決すれば、上院と一致しなくても成立する⁴⁵。また、与党の総選挙公約に掲げられた政策を実現するための政府提出法案を、上院では否決しないというソールズベリー慣行がある。

3 オーストラリア

下院は、定数が 183 人で任期は 5 年、解散があり、非拘束名簿式比例代表制である。地域選挙区 39 区（定数 1～9 人）、複数の地域選挙区を包含する州選挙区 9 区（定数 7～37 人）、全国選挙区の 3 段階で議席配分を行う⁴⁶。上院は、定数が 61 人で任期は不定（各州

³⁹ 2011 年議会任期固定法により、任期途中の解散事由は、下院による政権不信任決議又は自主解散決議があった場合に限定されることとなった。河島太朗「イギリスの 2011 年議会任期固定法」『外国の立法』no.254, 2012, 12, pp.4-34. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023707_po_025402.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

⁴⁰ 単独安定政権の樹立や多党化の抑制といった期待されている効果が発揮されにくくなっているとの指摘がある。成廣孝「選挙：政治と政治を繋ぐしくみ」梅川正美ほか編著『現代イギリス政治 第 2 版』成文堂, 2014, pp.105-110.

⁴¹ 後述の大主教及び主教と官職指定世襲議員は、当該職にある間に限られる。

⁴² 政党推薦及び任命委員会の推薦（非政党議員）がある。

⁴³ 内訳は、上院による選出が 15 人、各党派所属の世襲貴族による選出が 75 人、官職指定が 2 人（式部長官及び紋章院総裁）である。

⁴⁴ 金銭法案と下院議員の任期を 5 年超に延長する法案を除く。

⁴⁵ 1911 年議会法により、上院は当初 2 年間法案の成立を遅らせることができたが、1949 年議会法による改正で、1 年間とされた。これら議会法の規定に基づいて、これまでに 7 本の法律が成立している。House of Commons Library, “The Parliament Acts, Standard Note: SN/PC/00675”, Last updated: 24 February 2014. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN00675/the-parliament-acts>>

⁴⁶ 有権者は、政党を選択して 1 票を投票する。併せて地域選挙区の政党名簿の候補者、州選挙区の政党名簿の候補者及び全国選挙区の政党名簿の候補者にそれぞれ 1 票を投票することができる。ただし、投票した政党と同一政党の候補者に投票しなければならない。①地域選挙区での政党の得票に応じて、地域政党名簿へ議席を配分する。地域選挙区ごとに、一定数以上得票した地域選挙区の政党名簿の候補者が、得票順に当選する。当選者数が、地域政党名簿への配分議席に達しない場合は、地域政党名簿掲載順に当選する。②州選挙区での政党の得票に応じて、州政党名簿へ議席を配分するが、州選挙区単位で①の配分議席を差し引いた分が、州政党名簿への配分議席となる。州選挙区ごとに、一定数以上得票した州選挙区の政党名簿の候補者が、得票順に当